

新富町会台組支部第八班（旧名都野自治会）建築協定の概要

宅地の制限

133㎡以上（1宅地1棟）

建築できる用途

- 1 専用住宅
- 2 長屋（共同住宅を除く。）
- 3 診療所兼用住宅（入院設備のあるもの又は獣医院を除く）
- 4 事務所兼用住宅
- 5 店舗兼用住宅で、建築協定者の3分の2以上の承認を得たもの
- 6 前各号に掲げる住宅に付属する物置又は車庫

階数の制限 地階を除き3以下

高さの制限

- 1 最高の高さ10m以下（協定締結時の地盤面の高さから）
- 2 道路斜線
当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに6mを加えたもの以下
- 3 隣地斜線
当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに6mを加えたもの以下

壁面線の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界（道路境界を除く）までの距離は0.8メートル以上（北側面にあつては矢印方向に1メートル以上 別図参照）

ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 1 車庫の高さが2.3m以下で、かつその床面積が30㎡以内のもの
- 2 物置で高さが2.3m以下、かつその床面積が10㎡以内のもの
- 3 門及び塀で高さが2m以下のもの

門塀の制限

組積造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート組立版又は波型亜鉛鉄板（波型合成樹脂版を含む）を使用する塀の高さは1.2メートル以下とする（ただし、分譲時における門及び塀はこの限りではない）

便所

水洗式とする